

(仮称) 登米市米山認定こども園整備運営事業者募集要項

1 目的

登米市が保有する市立幼稚園及び保育所については、登米市市立幼稚園・保育所再編方針に基づき教育・保育の一体的提供を推進しており、登米市立米山幼稚園及びよねやま保育園については、令和8年4月から就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）の規定による幼保連携型認定こども園として現在の登米市よねやま保育園に再編し、令和9年4月から民営化を予定しています。

本募集要項は、（仮称）登米市米山認定こども園運営事業者の選定にあたり、最も適切な者を運営事業者として選定するため、必要な事項を定めるものです。

2 募集対象施設

(1) 対象施設

募集する施設は、登米市市立幼稚園・保育所再編方針に基づき、現行の米山幼稚園の園児とよねやま保育園の児童を受け入れる施設とします。

(2) 施設の種別

認定こども園法に規定する幼保連携型認定こども園とします。

(3) 施設の概要

区分	内容
建物	登米市よねやま保育園
建築日	平成13年7月2日
築年数	24年
構造	木造、平屋建
延床面積	945.45㎡
所在地	登米市米山町西野字古館廻56番地3
土地面積	4,413.86㎡
地目	宅地
所有者	登米市

(4) 運営規模

定員100人（保育所90人、幼稚園10人）

(参考)

区分／年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計(人)
1号認定	—	—	—	3	3	4	10
2号認定	—	—	—	16	16	18	50
3号認定	9	15	16	—	—	—	40
計	9	15	16	19	19	22	100

(5) 開園年月日

令和9年4月1日とする。（土地、建物の使用貸借予定日：令和8年12月1日）

3 施設運営の条件

(1) 法令の遵守

認定こども園の運営にあたっては、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、認定こども園法及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)並びに登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の関係法令に基づき適正に運営すること。

(2) 名称

施設の名称は市と協議の上決定すること。

(3) 受入児童

概ね生後3カ月以上の乳児から受け入れること。また、4月1日現在の年齢区分毎の受入児童数については、継続児及び新規利用児の見込み数を勘案し、柔軟な設定とすること。

(4) 開園日

原則として、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から1月3日までの日を除く日とすること。ただし、休日や年末年始に保育等を実施する必要がある場合はこの限りではない。

(5) 開園時間及び教育・保育時間

開園時間は延長保育を含め、原則として午前7時30分から午後6時30分までとする。

ただし、保護者の多様なニーズに応え、より柔軟な子育て支援を提供する観点から、午前7時から午後7時まで拡大できるものとする。

(6) 特別保育事業

通常の保育事業のほかに、延長保育事業、一時預かり事業及び障がい児保育事業を実施すること。

(7) 子育て支援事業

認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業を実施すること。

(8) 給食

給食の提供にあたっては、幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について(平成28年1月18日付内閣府・文部科学省・厚生労働省通知)を踏まえた上で、原則としてこども園内で調理した食事の提供を行うこと(教育標準時間利用児も公立幼稚園と同様に提供の対象とすること。)。

(9) 通園方法

① 1号認定については、通園バス等又は保護者の送迎とする。

② 2号認定及び3号認定については、保護者の送迎とする。

(10) その他の条件

① 選定後に施設運営に関して協議を行う三者協議会を設置すること。協議会で出された意見・要望等については、誠意をもって対応すること。また、三者協議会は一定期間継続すること。

※ 三者協議会は、市・保護者・運営事業者の三者で構成し、保育内容や運営状況等についての話し合いを行います。

- ② 施設は、認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園として、運営する法人が認可を受け、指定する開園日に運営を開始できること。
- ③ 安定・継続的に施設を運営できること。
- ④ 現に在職している正職員以外の職員については、児童の保育環境変化を緩和するため、本人の意思に基づき継続雇用等の配慮をすること。
- ⑤ 教育・保育にかかる行事等については、地域性や園の特色を生かした行事を運営事業者が計画し実施すること。ただし、一般的な季節行事（クリスマス会など）を除き、宗教色の強い行事・行為は行わないこと。
- ⑥ 保育料以外の負担金については、保護者の経済的負担を最小限とするよう努めること。
- ⑦ 事業者は、保育サービスの検証・評価・改善を図るため第三者評価を受審すること。
- ⑧ 本市との間で「登米市幼保連携型認定こども園に関する協定」を締結すること（以下「協定」という。）。

4 土地及び建物等の使用

（1）土地及び建物の貸与

- ① 認定こども園の事業の用に供する土地及び建物は、「2（3）施設の概要」に記載したとおりとします。
- ② 使用期間は10年ごとに更新します。
- ③ 使用料は、登米市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条の規定に基づき、当初の10年間は無償とします。その後は、契約の見直しを協議することとします。
- ④ 当該土地及び建物（設備含む）の維持管理のために要する費用、その他の必要経費は事業者の負担とします。
- ⑤ 職員駐車場及び送迎用駐車場については、別図に示すよねやま保育園敷地内の駐車場のほか、登米市社会福祉協議会米山支所敷地内の駐車場を使用できるものとします。
- ⑥ 上記のほか当該土地及び建物に関して、必要な事項は別途協議します。

（2）備品等の貸付

現在の米山幼稚園及びよねやま保育園に備え付けの備品等については、希望に応じて無償貸与するものとします。ただし、当該備品等に係る修繕費及び更新費用は、事業者の負担とします。

5 参加資格要件

応募できる事業者は、本募集要項及び関係法令等を遵守するとともに、施設を運営するために必要となる十分な資力・能力・意欲等を有し、申込時において次のいずれの要件にも該当するものとする。ただし、法人設立を予定しているものについては、応募時に設立準備会等を組織し、認定こども園設置認可申請時まで次のいずれの要件にも該当するものとします。

- （1）登米市内において、本部又は事業所を有する私立学校法の規定により設立された学校法人又は社会福祉法の規定により設立された社会福祉法人であること。

- (2) 事業を遂行することができる十分な資力、技術、知識等を持ち、継続的・安定的に施設の運営ができること。
- (3) 事業運営を直接行う事業者であること。
- (4) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない法人等であること。
- (6) 会社更生法、民事再生法の規定により更生又は再生手続きをしていない法人等であること。
- (7) 役員（就任予定者を含む。）等が、登米市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- (8) 当該法人について、市税等の滞納がないこと。法人設立を予定しているものについては、代表予定者の市税等の滞納がないこと。

6 運営事業者募集に関する手続き

(1) スケジュール表

本募集に関する手続きは、次の日程で行う。ただし、変更となる場合がある。

項目	日程
募集要項等の公表（ホームページで公表）	令和7年6月20日（金）
募集要項等に関する質問受付	令和7年6月20日（金）～7月4日（金）
質問の回答	令和7年6月25日（水）～7月9日（水）随時
現地見学会（事前申込制）	令和7年7月1日（火）
参加申込書受付	令和7年7月7日（月）～7月22日（火）
資格審査結果通知	令和7年7月24日（木）
企画提案書受付	令和7年7月25日（金）～8月20日（水）
プレゼンテーション、運営候補者の選定	令和7年9月8日（月）
審査結果通知	令和7年9月11日（木）
詳細協議	令和7年9月中旬
協定の締結	令和7年9月下旬

(2) 手続き様式

手続きに必要な各様式は、市ホームページからダウンロードすること。

URL：<https://www.city.tome.miyagi.jp/kosodateshien/yoneyamakodomoen.html>

(3) 現地見学会（事前申込制）

① 日時

令和7年7月1日（火）午後2時から（1時間程度を予定）

② 集合場所

登米市よねやま保育園（所在地：登米市米山町西野字古館廻56番地3）

③ 事前申込

令和7年6月26日（木）正午までに電話又は電子メール申し込むこと。

④ 注意事項

ア 現地見学会の参加者は、1事業者につき3名以内とする。

イ 現地見学会への参加は、参加申込の必須要件とはならない。

ウ 参加者多数の場合は、開催時間を調整する場合がある。

(4) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問がある場合は、質問書（様式7）を提出すること。口頭による質問は不可とする。

① 受付期限

令和7年7月4日（金）午後5時まで（必着）

② 提出方法

原則として電子メールで担当課へ送信すること。また、送信後は受信の確認のため、担当課へ電話連絡すること。

③ 回答方法：

令和7年6月25日（水）から令和7年7月9日（水）までにホームページにて随時公表するものとし、口頭での個別対応は行わない。

(5) 参加申込書の受付

本業者選定への参加を希望する者は、「参加申込書提出に係る添付書類一覧表（様式2）」を参照して参加申込書類を作成し、提出すること。

① 提出期限

令和7年7月22日（火）午後5時まで（必着）

② 提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 参加申込書提出に係る添付書類一覧表（様式2）

ウ 定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

エ 法人の概要（様式3）

オ 役員（予定）名簿（様式4）

カ 印鑑証明書

キ 納税証明書

ク 財務諸表（貸借対照表、資金活動収支報告書、事業活動収支計算書、財産目録）

ケ 直近の監督官庁の実施検査等結果及び改善報告書

コ 代表者・施設長予定者の経歴書（様式5）

サ その他市の指定する書類（追加提出を求めた場合）

③ 提出方法

担当課へ持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、必ず簡易書留等の配達記録が残るもので送付すること。

※ 受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

④ 提出部数

提出部数は、9部（正本1部、副本8部。副本はコピーでも可とする。）とする。

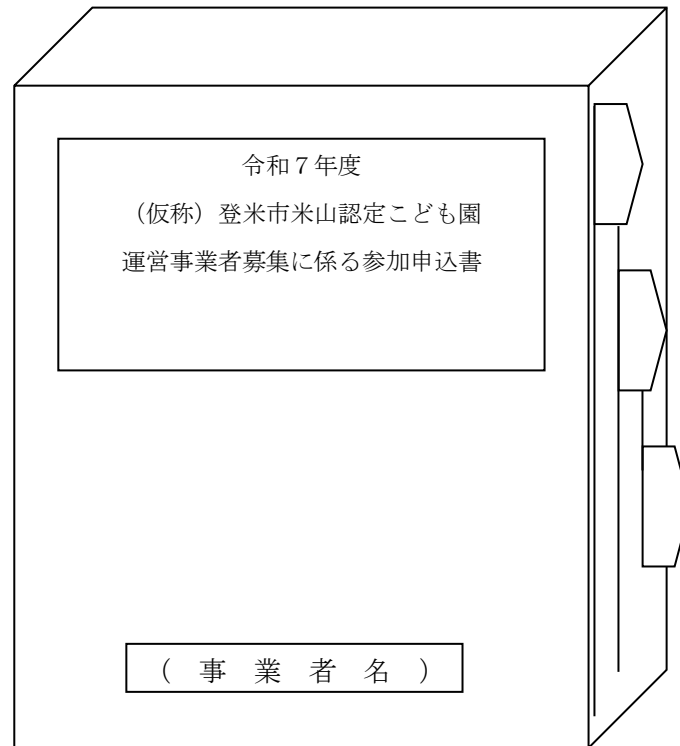
また、提出書類の電子データ（データ提出不可能なものは除く。）を併せて提出すること。

⑤ 提出書類の体裁は、次のように整えること。

ア 目次及びページを付ける。

イ 項目（添付書類）ごとにインデックス付きの仕切りカードを挿入する。

ウ 全体をバインダー等で綴り、表紙に「令和7年度 （仮称）登米市米山認定こども園
運営事業者募集に係る参加申込書」及び「事業者名」を記載すること。



(6) 参加資格審査結果通知

参加資格審査の完了後、参加申込書を提出した全ての者に対して、参加資格審査結果通知書（様式13）により、以下の方法で通知する。

① 通知日

令和7年7月24日（木）

② 通知方法

郵送（電子メールにて写しを送付）

(7) 企画提案書受付

参加資格者は、企画提案書を作成し、提出すること。

① 提出期限

令和7年8月20日（水）午後5時まで（必着）

② 提出書類

ア 企画提案提出書（様式8）

イ 企画提案書提出に係る添付書類一覧表（様式9）

ウ 企画提案書（様式10）

エ 収支計画書（任意様式）

オ 職員配置計画書（様式11）

※ PDFファイルデータも提出すること。

③ 提出方法

担当課へ持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、必ず簡易書留等の配達記録が残るもので送付すること。

※ 受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

※ PDFファイルデータは原則として電子メールで担当課へ送信すること。なお、送信後は受信の確認のため、担当課へ電話連絡すること。

④ 提出部数

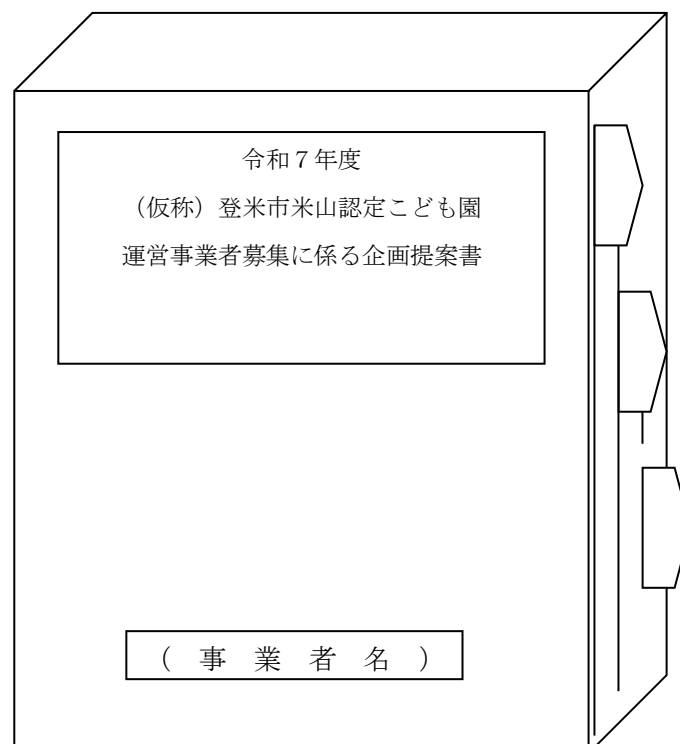
各項目にインデックスを付けて、9部（正本1部、副本8部。副本はコピーでも可とする。）提出すること。また、提出書類の電子データ（データ提出不可能なものは除く。）を併せて提出すること。

⑤ 提出書類の体裁は、次のように整えること。

ア 目次及びページを付ける。

イ 項目（添付書類）ごとにインデックス付きの仕切りカードを挿入する。

ウ 全体をバインダー等で綴り、表紙に「令和7年度（仮称）登米市米山認定こども園運営事業者募集に係る企画提案書」及び「事業者名」を記載すること。



(8) プレゼンテーションの実施

① 実施日

令和7年9月8日(月)

※ 時間及び場所は別途通知する。

② 実施方法

参加者ごとに、提案内容についてプレゼンテーション30分、ヒアリング20分の合計50分以内とする。それぞれの実施時間を経過した場合は、プレゼンテーション及びヒアリングが途中であっても打ち切ることとする。

③ 出席者等

出席者は、本業務に従事する予定である担当者とし、担当者を含めて3名以内(パソコン等の操作をする者を含む。)とする。

④ プレゼンテーション及びヒアリングにおける注意事項等

ア プレゼンテーションは、参加者が提出した企画提案書を基に行うこととし、追加資料の配布は認めない。ただし、企画提案書に関わる図や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

イ プレゼンテーションは、パソコンの使用を可能とする。ただし、使用するパソコンは、参加者が準備及び持参するものとし、外部ディスプレイは市が準備する。

ウ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とし、指定時間の10分前までに待機すること。指定したプレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合、又は欠席した場合は失格とする。

エ 他の参加者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することはできない。

8 審査方法等

(1) 審査方法

審査方法については、次のとおりとする。

① 運営候補者の選定にあたっては、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を厳正に行った上で、運営候補者を選定する。

② 企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査は、「登米市認定こども園整備運営事業者選定委員会」(以下「委員会」という。)において実施する。

③ 評価項目及び配点は、別に定める「登米市認定こども園整備運営事業者選定委員会審査基準」によるものとし、審査評価における各選定委員の総得点の合計を選定委員数で除した平均点が最も高い参加者を運営候補者とする。なお、同点の場合は、委員の多数決をもって運営候補者を決定し、同数の場合は、委員長が決定する。

④ 最低基準点は60点とする。

⑤ 参加者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、運営候補者とする。

(2) 選定結果通知

選定結果については、プレゼンテーションに参加した全ての者に対して、選定結果通

知書（様式14）により、以下の方法で通知する。なお、運営候補者に選定されなかった参加者は、その理由について通知日の翌日から起算して14日以内に担当課へ説明を求めることができる。

① 通知日

令和7年9月11日（木）

② 通知方法

郵送（電子メールにて写しを送付）

（3）選定結果の公表等

運営候補者の選定後、市ホームページで、選定結果、参加者名及び評価点を公表する。また、提出された企画提案書等は公表しないが、登米市情報公開条例（平成17年登米市条例第17号）及びその他関連する条例等に基づいた取扱いとする。

9 失格要件

次に掲げる要件に該当する場合は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載がある場合
- ② 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ③ 委員会の委員又は関係者に対して、直接的又は間接的を問わず故意に接触をした場合など、委員会の公平性を害する行為があった場合
- ④ プレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合
- ⑤ 協定締結までの間に資格要件を満たさないと発覚した場合
- ⑥ その他本募集要項に違反した場合

10 その他

- ① 参加申込及びプレゼンテーションに要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- ② 本市に提出された書類については、返却しないものとする。
- ③ 提出書類の受付期間終了後の書類の追加や差替えには一切応じないものとする。
ただし、書類の内容を確認するため追加資料等の提出を求めることがある。
- ④ 提出された書類の著作権は参加者に帰属するものとする。ただし、選定を行う作業や議会報告等に必要な場合には、参加者に承諾なく無償で利用できるものとする。
- ⑤ 1参加者あたりの企画提案は、1件までとする。
- ⑥ 参加者は、参加辞退届（様式6）の提出により当該募集への参加を辞退することができる。なお、参加を辞退したことにより、今後の本市との契約について不利益な取扱いを受けるものではない。

11 問合せ先

登米市福祉事務所子育て支援課

住 所：〒987-0446 宮城県登米市南方町新高石浦130番地

電 話 番 号：0220-58-5562（担当：牧野）

F A X：0220-58-2375

電子メール：kosodateshien@city.tome.miyagi.jp

【審査項目・審査基準】

区 分		項 目	審査基準
1	応募動機等	① 応募動機	応募の動機は適切か。
		② 認定こども園の使命や役割、運営についての考え	認定こども園の運営に際して、その使命や役割等についての考え方が確立され、適正な運営が期待できるか。
2	教育保育の目標、ねらい、指導内容等	① 教育・保育の理念、方針、目標	教育・保育の理念や方針等が示されているか。 また、目標達成に向けてどのように取り組むのか。
		② 子どもの年齢に応じた教育保育内容についての方針	各年齢に応じた取組み・考え方が具体的に示されているか。
		③ 障がい等のある子どもの支援	障がいのある子どもや発達上の課題のある子どもの支援についての考え方が具体的に示されているか。
		④ アレルギー児の受入れ	どのような受入れ体制を整えるのか具体的に示されているか。
		⑤ 給食（食育）に対する考え方	食育に対してどのように考え、取り組んでいくのか。
		⑥ 子育て支援にあたっての考え方	子育て支援事業についての基本的な考え方（方針）、内容はどのようなものか具体的に示されているか。
3	管理運営	① 保護者との信頼関係構築に係る取組み	保護者との密接な連携がとれる体制の整備や、保護者の不安を解消するための支援策等、信頼関係を築くための取組みについて具体的に示されているか。
		② 苦情処理・解決体制の内容	要望・苦情についての対応や、解決とサービスの質の向上に向けた取組み等は具体的に示されているか。
		③ 地域との交流・連携に関する取組み	施設が地域に開かれた施設として運営されるよう、地域と交流や家族との連携に関してどのように取り組むのか。
		④ 事故発生防止、防犯等の安全対策、災害対策への取組みと発生時の対応	事故や防犯、災害に適切に対応できる指針や危機管理に関する考え方が確立され、具体的な運用が考えられているか。 また、事故防止及び再発防止のための委員会等設置や職員研修、災害を想定した訓練にどのように取り組むのか。
4	職員の配置・研修	① 職員の確保・配置	どのような方針（方法）で職員の確保を行うのか。職員の配置の考え方（人数、経験年数等）は適切か。
		② 職員の育成や職場の環境づくりに関する取組みや、それらを支える研修制度の内容	働く職員のやる気や満足度を高めるための職場の環境づくりやワークライフバランスへの配慮などに関する具体的な考えがあるか。 また職場内での研修や、外部の研修を利用するなど、職員の資質の向上を図るための具体的な取組みが見込めるか。
5	経営の安定性及び継続性	① 法人の経営状況、収支計画	法人の経営状況が良好であり、当該施設の運営に支障はないか。 また、借入金がある場合は、償還が確実に履行される計画であるか。
		② 収支計画（運営資金の確保状況含む）	事業開始後の3年間の収支見込は適切か。 事業所の運営に必要な資金について、その調達方法など資金計画が確実か。 適正で効率的な事業運営のための経営努力に関する取り組みが見込まれるか。